

地方独立行政法人りんくう総合医療センター自動販売機設置 事業者募集入札実施要領

地方独立行政法人りんくう総合医療センター（以下「病院」という。）は、患者の利便に資するため 2019 年度からの清涼飲料水等の自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置事業者を募集します。

参加される方は、次の各事項をご確認の上、お申し込みください。

1 自動販売機の設置条件等

自動販売機の設置条件は下記のとおりとする。

(1) 自動販売機設置にかかる入札物件

物件番号	施設名称 (所在地)	物件名称	貸付面積 ※1	最低貸付料 (年額)	契約 期間	容器と販売品目		
1	地方独立行政法人りんくう総合医療センター (泉佐野市 りんくう往 来北 2-23)	病院 1F 自動販売機コーナー	2.91 m ²	400,000 円 (税抜き)	3 年	(容器) 缶又はペットボ トル等の密閉式 容器 (販売品目) お茶、水、炭酸 飲料、コーヒー、 紅茶、ジュース 類等		
2								
3								
4								
5		病院 2F 自動販売機コーナー	1.50 m ²					
6								
7							病院 4F OP 待合室	1.00 m ²
8								

※1 貸付面積には、回収ボックス、電源接続部分及び放熱スペースを含みます。

(2) 契約期間

契約期間は、2019年4月1日から2022年3月31日までの3年間とする。

(3) 貸付料

落札者（設置事業者）が入札した額に消費税率を乗じた額を1年間の貸付料とする。また、貸付料については1年分を4月に一括で支払うものとする。

(※1 2019年度については消費税率が変更する可能性があるため、4月と10月の2回で

支払うものとする。)

(※2 消費税及び地方消費税額は、契約金額に消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づくものとする。)

(4) その他必要となる経費等の負担

- 1) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費、光熱水費の一切の費用は設置事業者の負担とする。
- 2) 自動販売機の稼働に必要な電気料金については、設置事業者の負担により子メーターを設置し、毎月病院から通知した金額を、設置事業者が病院へ納入する。

(5) 設置及び維持管理責任等

- 1) 自動販売機は、消費電力が 1.5 KW以内のものとし、物件番号ごとの設置位置図に示した場所に、使用可能範囲寸法（使用済容器の回収ボックスを含んだ寸法）を超えないものを設置すること。自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全面を考慮し設置すること。また、各施設管理担当課と協議のうえ適切な転倒防止対策を施工すること。ただし、原則的には、床面へのアンカー止めは不可とする。
- 2) 原則として設置事業者は、販売する飲料の容器（缶・ビン・ペットボトル等）の種類に応じた使用済容器の回収ボックス（ごみ袋付き）を設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- 3) 設置事業者は、設置した自動販売機の本体及び付属品が第三者により毀損損傷された場合において、一切の補償を病院に請求することが出来ない。
- 4) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届け出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこと。
- 5) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理について、設置事業者自らが直接に行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫の確認や補充管理を適切に行うこと。
- 6) 自動販売機に故障時などの連絡先を明記し、故障及び苦情については、設置事業者の責任において対応すること。

(6) 契約上の制限

契約期間前及び期間中は、次のことを遵守すること。

- 1) 契約書の条件を遵守し、貸付料などを期限までに確実に納付すること。
- 2) 契約期間中に、入札参加資格要件にかかる許認可などの取り消しを受けていないこと。
- 3) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- 4) 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、病院の指示に従うこと。
- 5) 販売品目について必要な場合は、病院と協議を行うものとする。ただし、酒類の販売は行わないこと。また、標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。

(7) 契約の取り消し

- 1) 次のいずれかに該当する場合は、契約を取り消します。
 - ①貸付物件を公用・公共用に供する必要が生じた場合
 - ②契約の条件に違反する行為があると認める場合
 - ③設置事業者が入札参加資格を失った場合

④設置事業者が入札参加資格を満たしていないことが判明した場合

⑤設置事業者が自己都合により自動販売機の撤去を申し出た場合

2) 上記1)の②から⑤までの場合、既に収めた貸付料を還付しない。また、取り消しにより生じた損失については、その補償を求めることができない。

3) 上記1)の②から⑤までの場合、全ての自動販売機の契約を取り消すものとする。

4) 上記1)の②から⑤までの場合、2022年3月31日までの病院が実施する自動販売機の設置事業者を選定する入札に参加することが出来ない。

(8) 原状回復

設置事業者は、契約期間の満了又は契約が取り消された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に要する費用は設置事業者の負担とする。

なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を病院に請求することが出来ない。

2 入札参加資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り、入札に参加することができる。

(1) 大阪府内で清涼飲料水等の販売をしている者で、泉佐野市内に本店または支店（営業所、販売所等）（以下「販売拠点」という。）を置いている法人又は個人。

(2) 大阪府内で清涼飲料水等の販売を行う拠点が、入札参加申請現在において、所在地の管轄する保健所長から食品衛生法による乳類販売業の許可を既に受けている者。

その他法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有する者。

(3) 申請時から過去1年以上、販売拠点以外において自らが管理運営する自動販売機による販売実績が有る者。（販売拠点の実態確認ができる者に限る。）

(4) 納税について未納の税額がない者。

(5) 次の1)から6)までのいずれにも該当しない者であること。

1) 成年被後見人

2) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

3) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

4) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

5) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

6) 破産者で復権を得ない者

(6) 次の1)から5)までのいずれにも該当しない者（1)から5)までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後3年を経過した者を含む。）であること。

1) 病院との契約の履行にあたり、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、又は物品の品質もしくは数量に関して不正な行為をした者

2) 病院が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者

- 3) 落札者が病院と契約を締結すること又は病院との契約者が契約を履行することを妨げた者
- 4) 正当な理由がなく病院との契約を履行しなかった者
- 5) 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (7) 泉佐野市暴力団排除条例（平成24年泉佐野市条例第28号）第2条第1号から第3号までに該当しない者であること。
- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。

3 応募手続き等

(1) 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定は、一般競争入札により行うものとする。

(2) 入札までのスケジュール

スケジュールは次のとおりです

項目	日程
募集要項の公表	2019年3月11日（月）
入札参加申請受付	2019年3月11日（月）～2019年3月18日（月）まで
質問受付	2019年3月11日（月）～2019年3月13日（水）まで
回答	2019年3月15日（金）
入札日時等	2019年3月20日（水）午前10時 病院3階 カンファレンス室

(3) 応募手続き

1) 募集要項の公表

募集要項は、2019年3月11日（月）より病院ホームページにおいて公表する。

<http://www.rgmc.izumisano.osaka.jp/>

2) 参加申込み等

応募者は、次により入札参加申込書を提出すること。提出は持参によるものとする。

①入札参加申込書受付期間

2019年3月11日（月）～2019年3月18日（月）

（午前9時～正午及び午後1時～午後5時 ※3月18日は正午まで）

②場所

りんくう総合医療センター 4階 会計課

③提出書類

提出書類は次項表による。

提出書類一覧

名称	様式
入札参加申込書	1
自動販売機設置（経営）状況報告書	2
入札使用印鑑届	3 ※ 代表者印を使用する場合でも提出すること
乳類販売業許可証の写し	入札資格要件にかかる販売拠点の所轄保健所の許可証
（個人の場合）住民票（抄本） （法人の場合）法人登記簿謄本（現在事項全部証明書） ※ 発行日より3ヶ月以内のもの	—
市税について未納の税額がない証明 ※ 発行日より3ヶ月以内のもの	泉佐野市税について、法人・個人とも、泉佐野市が税務課の発行する「市税について未納の税額がない証明」
営業証明書 ※ 発行日より3ヶ月以内のもの	法人・個人とも、泉佐野市税務課の発行する「営業証明書」（営業していることの届出があったことの証明）

3) 質問受付

募集要項に関する質問を下記のとおり受け付ける。

①質問方法

「募集要項に関する質問書」（様式4）に内容を簡潔に記載し、電子メールでファイル添付により提出すること。

提出先	りんくう総合医療センター総務課
提出先電子メールアドレス	s-kaikei@rgmc.izumisano.osaka.jp

②受付期間

2019年3月11日（月）～2019年3月13日（水）（午後3時必着）

4) 質問回答

①回答方法

募集要項に関する質問に対する回答は、病院ホームページにおいて公表する。

②回答公表日

2019年3月15日（金）

4 入札方法等

(1) 入札日時

2019年3月20日(水) 午前10時00分から入札の受付

午前10時30分から入札執行

※入札までに受付を済ませておくこと。入札時間に遅れた場合は入札に参加することが出来ない。

(2) 入札場所

りんくう総合医療センター 3階 カンファレンス室

(3) 持ち物

1) 入札参加申込書控え

2) 入札書(様式-5)

3) 入札使用印鑑(様式-3)

(代理人により入札する場合は、委任状に押印されている代理人の使用印鑑)

4) 委任状(代理人が入札する場合)(様式-6)

5) 筆記用具

(4) 入札の方法

1) 入札室への入室は、1入札参加者につき1名とする。

2) 入札参加者は、設置を希望する物件ごとに1年間の金額(税抜き)を入札書に記載する。

3) 代理人が入札する場合は、委任状を持参すること。

この場合、入札書には入札申込者と代理人を併記し、代理人の押印をもって入札すること。入札参加者又は代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理人となることができない。

(5) 落札者の決定方法

1) 各物件に設定されている最低貸付料に満たない入札は無効とする。

2) 開札は、入札締切後、入札者の面前において全物件を同時に開札し、物件ごとに病院が設定する最低貸付料以上の額で、かつ、最高金額を入札した者を落札者として決定する。

3) 同一金額の入札者が二者以上ある場合は、ただちにくじ引きにより決定する。くじ順は申し込みの受付番号の小さい順とする。該当者はくじ引きを辞退できない。

(6) 落札者(設置事業者)の発表及び公表等

開札後ただちに落札者名及び落札金額を発表し、後日、病院ホームページで公表する。

(7) 落札者(設置事業者)の決定の取り消し

落札した業者が正当な理由なく、指定する期日までに契約の手続きをしなかった場合は、落札者が落札した全物件の設置事業者としての決定を取り消す。

(8) 落札者(設置事業者)決定取り消し後の取扱い

上記7)の場合、その物件の次に高い金額(最低貸付料以上の額であること。)を入札した者を落札者とし、設置事業者として決定する。この場合、前記5)落札者の決定方法を適用する。

(9) 公正な入札の確保

入札参加者は、入札に当たって、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めること。また、落札者の決定前に、他

の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。入札参加者は、この実施要領等を熟読し、それらを遵守すること。また、不穏当な言動等により正常入札の執行を妨げたり、他の参加者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に善良なる参加者としての態度を保持しなければならない。入札に際して、談合その他不正行為を行ったと認められる者及び正当な委任を受けていない代理人又は委任状を持参しない代理人は、入札に参加することはできない。

- (10) 契約の取り消しにより自動販売機が撤去された場合、当該施設の次の自動販売機設置業者の選定については、その物件の次に高い金額（最低貸付料以上の額であること。）を入札した者と協議の上、設置事業者として決定できるものとする。ただし、前記（5）落札者の決定方法を適用する。また、設置期間は当該施設の入札時の条件を適用する。

5 落札後の事務処理について

落札者（設置事業者）に決定した者は、2019年3月29日（金）までに、下記の書類を提出し、契約申請の手続きを行うこと。

- (1) 固定資産借受申請書
- (2) 設置場所の図面（設置仕様書の図面を加工するか、会計課より提供を受けること）
- (3) 設置する自動販売機のカタログ（寸法、消費電力のわかるもの）
- (4) 販売品目一覧表

※契約の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とする。

《参考》

外来・入院患者数

	外来患者数	入院患者数
合計 (2018. 4～2018. 12)	153, 488 人	96, 405 人
当月 1 日平均	880 人	355 人
1 日平均 (2018. 4～2018. 12)	826 人	351 人

契約金額 (2018 年度実績)

対象物件		年間貸付料(税抜き)
1	病院 1F 自動販売機コーナー	880, 000 円
2	病院 1F 自動販売機コーナー	555, 660 円
3	病院 2F 自動販売機コーナー	560, 000 円
4	救命センター 1F 玄関ホール	694, 444 円